

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、第143号、第219号

令和2年(ワ)第18号、第169号 「浪江原発訴訟」損害賠償請求事件

原告 原告1 外669名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(24)

～被告東電の和解案受諾義務違反について～

令和3(2021)年6月22日

福島地方裁判所第一民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 日置 雅 晴



同 弁護士 濱野 泰嘉



同 弁護士 松田 耕平



同 弁護士 山本 悠一



# 目次

第1	はじめに	3
第2	信義則を根拠とする法的義務	4
1	信義誠実の原則について	4
(1)	意義・歴史的経緯	4
(2)	各種裁判例の展開	5
(3)	他の法分野における信義則の適用	8
2	信義則の適用場面について	8
(1)	義務の履行	8
(2)	権利の行使	9
3	信義則の機能について	9
(1)	信義則の機能の類型的考察	9
(2)	法具体化機能	10
(3)	正義衡平的機能	10
(4)	法修正的機能	10
(5)	法創造的機能	11
(6)	小括	11
第3	誠実対応義務	12
1	被告東電には信義則を根拠とする誠実対応義務が認められること	12
2	誠実対応義務の内容及び根拠	12
第4	和解案受諾義務と諾否の自由の関係	14
1	和解案受諾義務	14
(1)	誠実対応義務の一内容としての和解案受諾義務	14
(2)	和解案受諾義務が認められる根拠	14
2	諾否の自由との関係	15
(1)	業務規程28条4項は「諾否の自由」を規定していること	15
(2)	「諾否の自由」は浪江町民と被告東電とではその意味が異なること	15
(3)	和解案受諾義務を認めることは「諾否の自由」と矛盾しないこと	16
3	小括	17
第5	結語	17

## 第1 はじめに

浪江町民ら原告は、訴状及び準備書面（11）において、業務規程第28条第4項に規定する「諾否の自由」につき、本件原発賠償における諸々の経緯、すなわち被告東京電力の本件原発事故に対する加害者としての責任、本件原発事故の損害賠償手続を定めた原紛センターにおける和解仲介手続の意義・性質、被告東京電力が自ら積極的に和解案を尊重する旨繰り返し公表してきた事実及び浪江町集団ADRを経て提示された本件和解案が手続的にも実質的にも合理的であるなどの事情を踏まえれば、被告東電が本件和解案に関して「諾否の自由」の適用を主張することは制限され、その結果、被告東電には、原紛センターから適法に提示された和解案（本件和解案）を受諾しなければならないという信義則上の「和解案受諾義務」が認められることを述べた。

この「和解案受諾義務」は、以下で述べるとおり、原賠法によって被告東電に課された損害賠償義務の履行段階における、民法第1条第2項に規定された「信義誠実の原則」（信義則）の現実化としての「誠実対応義務」の一内容である。

この「誠実対応義務」は、信義誠実の原則が民法に規定された経緯、これまでの各種裁判例で積み重ねられた信義則の内容、被告東電が特別事業計画等において「和解仲介案の尊重」を表明していたことなどの事情から導かれるものである。また、被告東電に認められる「誠実対応義務」の一内容としての「和解案受諾義務」は、信義則を根拠として認められるものであり、その表裏の関係として、業務規程第28条4項の「諾否の自由」の適用も信義則によって制限される。

このように、被告東電に信義則上の「誠実対応義務」の一内容として「和解案受諾義務」が認められることによって、被告東電には「諾否の自由」の適用が制限され、その結果、被告東電は本件和解案を何らの合理的な理由なく拒否することはできないこととなる。

それにもかかわらず、被告東電は、本件和解案の受諾を拒否し、被告東電が本件和解案を受諾するものと信頼していた浪江町民である原告らの正当な期待を侵害した。

以上により、被告東電には不法行為に基づく損害賠償責任が生じる。

## 第2 信義則を根拠とする法的義務

### 1 信義誠実の原則について

#### (1) 意義・歴史的経緯

民法は、第1条第2項において、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」と規定し、信義誠実の原則（信義則）を明文化している。

「信義誠実」とは、契約関係その他一定の社会的接触関係にあるものは、相互に相手方から正当に期待される信頼を裏切らないように誠意をもって行動すべきことをいい（甲C32・我妻榮「新訂民法総則（民法講義I）」

（岩波書店・昭和40年）34頁）、「信義誠実の原則」は、契約等の社会的接触関係に立つ相手方から向けられる信頼を裏切らないように誠意をもって行動しなければならないという原則を定めており、民法上の重要な基本原理の一つとされている。

信義則は、かなり以前から判例・学説によって、裁判の具体的妥当性を実現すべき私法上の原理として認められ、ほぼ理論的にも確立されてきたのであるが、昭和22年の民法改正によって明文化されたわけである。信義とか誠実とかいう用語は、もともと倫理的な意味をもつものであるが、これが法律の領域にとりいれられ、法的な意味をもつようになったのは、相當に古くからのことであったため（甲C33・「新版注釈民法(1) 総則(1)」（有斐閣・昭和63年）71頁）、新憲法制定に伴う1947年の民法改正に際して民法第1条第2項が新設されたが、それ以前においても、各種裁判例上、

信義誠実の原則の存在自体は認められていた。そして、信義則は、その基礎付けと体系化とを得た後、大正末期以降、さらに判例及び学説を通じてより一層の展開を遂げた。ことに、上記のとおり、民法改正による明文化を経て、その適用領域がますます拡大されることとなっている。

## (2) 各種裁判例の展開

### ア 大審院大正9年12月18日判決（民録26輯1947頁）

判例は、大判大正9年12月18日民録26輯1947頁において、不動産の買い戻しに際して概算にて提供した契約費用が実際の費用額よりも僅かに不足していた事案に関し、そのような不足を口実として買い戻しの効力を否定することは「債権関係ヲ支配スル信義ノ原則」に反するとして買い戻しの効力を肯定した。

この事案は、買い戻し特約つき不動産売買において、買戻し権者が提供した金額に些少の不足があるに過ぎないときは買い戻しの効力が生じないと主張することは信義誠実の原則に反し許されないとするものであり、一律的に些少の不足を問うべきではないと論じているものではなく、当事者間の立場を比較して実質的な利益の衡平的配分を図ろうとする弾力的な配慮がなされている（甲C33・82頁）。

### イ 債務の履行場面における信義則の適用

#### （ア）信義則を根拠とする保護義務と契約締結上の過失責任

債務不履行、とりわけ遅滞・不能以外の不履行態様の位置づけについては従来から議論があるところであるが、近年では、ドイツ法での議論を参考にした、債務不履行の前提をなす債務構造の研究が進展し、債務者とりわけ契約上の債務者が負担する義務は、給付義務に尽きるものではなく、その外に「付随的義務（付隨的注意義務）」、さらに「保護義務」があるとされ、かかる義務の違反によって相手方に損害が発生した場合にも債務

不履行に基づく賠償責任が生ずるものとする（甲C33・94頁）。

この点、「保護義務」というのは、上の付隨的義務のように給付利益の実現そのものに向けられたものではなく、債権者・債務者間において相互に相手方の生命・身体・財産権を侵害してはならない義務をいい、この義務解怠により損害が生じた場合には債務不履行としての責任が生じる。保護義務を承諾すべき根拠として、契約により特別の社会的接触が生じた当事者間においては、相互に他方の法益に干渉する可能性が増大したこと及び各当事者が相手方の法益を侵害しないとの信頼を付与していることがあげられる（甲C33・95頁）。

以上の義務については、債権・債務関係が存在する場合に限定されず、契約の準備段階においても同種の義務としてその存在を認めることができ、原告が従前主張した契約締結上の過失責任がまさにその現れである。これらの諸義務を措定しうる根拠は、基本的には当事者間の明示的な合意がない以上、「合意」に根拠を求めるることはできず、結局は「信義誠実の原則」その根拠であるといえる（甲C33・95頁）

#### (イ) 保護義務に関する各種裁判例

- ① 安全配慮義務—最判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁  
(甲C34)

雇用契約等における使用者の労働者に対する「安全配慮義務」について、自衛隊員と国との公務員関係に関する事例において、最高裁判決は、「ある法律関係に基づいて特別の社会的接触の関係に入った当事者間ににおいて、当該法律関係の付隨義務として当事者の一方又は双方が相手方に対し信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」として信義則を援用している。

- ② 契約締結上の過失—最判昭和59年9月18日判例タイムズ542号  
200頁(甲C35)

また、不動産売買交渉段階における信義則上の注意義務について検討した事例について、最高裁判決は「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、上告人の契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償責任を肯定した原審の判断は、是認することができ」として、契約準備交渉中に一方の拒絶により契約締結に至らなかつた場合にも、信義則上の注意義務違反を理由に損害賠償責任が認められている。

③ 大学側の確約による信義則上の利益供与義務—東京高裁昭和52年10月6日判決判例タイムズ352号163頁（甲C36）

さらに、私立大学における大学院修士課程の学生募集停止の措置の当否が争われた事例において、「契約締結にあたり、一方が他方に対し、当該契約の内容となるべき給付以外に別個の利益を供与すべき旨をもって勧奨し、他方がこれを信じたがために右契約締結を承諾した場合において、勧奨者が正当な理由なくして右利益供与を拒否し、相手方がこれにより不測の損害をこうむったときに、右勧奨者に対してこれが賠償責任を肯定すべき場合が存しうることは、控訴人の主張のとおりであると考えられる。勧奨者が当初から右利益供与の意思がないのにこれがあるもののように装った場合はまさに詐欺行為に該当し、不法行為として損害賠償責任を生ぜしめることは明らかであるが、そのような場合でなくても、勧奨行為の態様、その内容をなす利益供与の性質および内容、それが契約締結に対して有する意義のいかん等によっては、右の勧奨につき当事者間に成立した信頼関係に特段の法的保護を与え、勧奨者が不当に右の信頼関係を破棄して相手方に損害を与えたときは、その信頼を被った者に対して損害を賠償すべき責任を認めるのを至とすべき場合が存しうることを否定することができない。これを不法行為上の責任とみると、契約法の原理をもって律すべき特別の責任とみるかについては議論

の存するところであるが、当裁判所は、それが契約そのものではないけれども、契約をめぐって生じた当事者間の信頼関係の破壊によるものであり、契約法を支配する信義則上の適用としてこれによる損害賠償責任を肯定すべきものである点からみて、広い意味での契約法上の特別の義務ないし責任と解するのが相当であると考える。」としており、信義則上の義務違反による損害賠償責任の問題に真正面から本格的に取り組み、肯定している。

### (3) 他の法分野における信義則の適用

他方で、民法以外の法律においても、例えば民事訴訟法第2条において信義則に関する明文の規定が定められていたり、消費者契約法第10条においては消費者契約における条項の不当性の判断基準に関して信義則が用いられたりしているとおり、現代社会において、信義則の適用は極めて広範な法領域に及ぶ。

## 2 信義則の適用場面について

### (1) 義務の履行

信義則は、規定の文言から明らかなどおり、権利の行使のみならず、義務の履行に関する準則でもある。

甲C33・118頁によれば、信義誠実の原則が債務の履行をめぐって問題となる場面について、①債務者のふるまいへの信義則の適用、②債権者のふるまいへの信義則の適用、③債務の履行についてその相手方に課せられる信義則上の協力義務、④双務契約上の債務履行における牽連関係に分類されている。そして、信義則によれば、義務者は、義務の履行につき、法律や契約の定めに形式的に従えば良いものではなく、実質的に権利者の正当な権利を考慮しなければならない（甲C37・菅野耕毅「信義則の理論」（信山

社・平成14年) 31頁)。

## (2) 権利の行使

### ア 先行行為と矛盾する場合 (甲C33・101頁)

これは、権利の行使または法的地位の主張が、先行行為と直接矛盾する、または惹起させた信頼に反する故に、その行使を認めることが信義則に反するとされる場合である。なお、先行行為は「不誠実」と判断されるものである必要はない。

先行行為に矛盾する当該行為が信義則に反するかどうかの判断は、かかる行為をめぐる当事者間での事情を総合的に考慮してなされなくてはならないが、考慮されるべき主要な事情としては、先行行為の内容がいかなるものであるか、その際の行為者の主観的態様がどうであったか、正当に存する権利の行使が単になされないに過ぎない場合などは、たとえ相手方がもはや権利の行使がなされないと信頼しても、それを基礎付ける特別の事情（不行使がかなり長期間、追認的な行為、信頼がもっともとされる事情など）があるかどうかによるとされる。

### イ 先行行為により信頼を惹起させたが故に裏切ることが許されない場合 (甲C33・102頁)

先行行為抵触行為であるが故に許されない場合は、相手方（本件では、被告東電による先行行為を信頼した浪江町民ら原告）の主観的態様としては、行為抵触者（本件では、被告東電）に対して信義則を適用してそれをとがめることができる地位にある程度、すなわち悪意ではなかったことで足りる。

## 3 信義則の機能について

### (1) 信義則の機能の類型的考察

信義則は、具体的な事案の解決を妥当ならしめるために制定法の規定を「補

完」ないし「是正」する機能を有すると言われるが（甲C37・29頁）、信義則の機能領域の拡大に伴って、その濫用のおそれも大きくなる。

そこで上記機能を類型的に細分化して検討し、適用範囲の限定、機能の明確化を図ろうとする試みが行われている。それによれば、信義則の機能は、法具体化機能、正義衡平的機能、法修正的機能、法創造的機能の4つに分けられる（甲C33・118頁）。

## （2）法具体化機能

裁判官が既存の法規によってすでに予定されている構図・枠を超えることなく、法規自身のより詳細かつ具体的実現を図るにすぎない場合である。具体的には、債務者による給付の方法・態様等を規制する「規準的機能」、債権者の債務者に対する権利行使を規制する「制限的機能」がこれに属する。ここでの裁判官の役割は、法創造的にではなく、法規補充的に機能している場合である。

## （3）正義衡平的機能

権利の行使に当たって、当事者間に法倫理にかなつたふるまいを要求し、これに反する場合、信義則の適用によりその権利行使の効果を否定し、実質的な正義衡平を実現するという機能である。古くから承認されている倫理的な諸命題を信義則規定を媒介にして裁判官が援用するのであり、制定法の枠を超えるものであるが、法規に反するものではなく、法規外に放置されたものである。

## （4）法修正的機能

すでに法典が予定し、規定している対象であるが、社会の進展に伴って既存の法典の枠組みでは妥当な解決がえられず、これを裁判官が実際上の必要

性に基づき、権利の社会的使命・目的をも考慮して、踏み越え修正していくものである。ここでは、社会的弱者保護という観点からする、既存の法規定の目的的修正が問題となっている。

#### (5) 法創造的機能

時代の問題性に適合させるべく、判例が法規を打破し、法規に反して新しい裁判官法を創造していく場合である。いわゆる「事情変更の原則」としての信義則がこれに当たる。

裁判例においては、土地売買契約締結後、統制法令の施行により長期間履行を延期せざるを得ない場合でも契約を解除しないとするのは信義則に反する例（大判昭和19年12月6日民集23巻613頁）があげられる。

#### (6) 小括

上記のとおり、被告東電に認められる「和解案受諾義務」は信義則を根拠とするものであるが、同義務を認めることは、信義則の「法具体化機能」によれば、裁判所が当該義務を認めることは、民法上の不法行為責任諸規定の詳細かつ具体的実現を図るにすぎないのであり、「正義衡平的機能」によれば、信義則規定を媒介にして裁判官が被告東電の不法行為責任を認めることができが法規に反するものではなく、「法修正是的機能」によれば、裁判官が実際上の必要性に基づいて権利の社会的使命・目的をも考慮して踏み越え修正していくことはむしろ積極的に認められるべきであり、「法創造的機能」によれば、今般の被告東電の矛盾行為について、判例が法規を打破し、法規に反して新しい裁判官法を創造していく一場面であるといえるのである。

### 第3 誠実対応義務

#### 1 被告東電には信義則を根拠とする誠実対応義務が認められること

原子力事業者たる被告東電は、原賠法第3条第1項により原子力損害に関して無過失賠償責任を負っていることから、被害者たる原告ら浪江町民に対して、本件事故による損害賠償債務を履行すべきことは当然の前提となっている。

そして、当該損害賠償債務の具体化・現実化の一方法としての原紛センターにおける和解仲介手続（ADR手続き）においては、和解仲介制度の趣旨・目的に従い、当該損害賠償債務の内容を具体化・現実化するために誠実に和解交渉を行うことが求められる。

そのため、原告ら浪江町民を申立人とし、被告東京電力を被申立人とする和解仲介手続においても、民法第1条第2項に基づく信義則により、被告東電には、誠実に和解交渉を行うべき義務、すなわち「誠実対応義務」が認められる。

#### 2 誠実対応義務の内容及び根拠

仲介委員による和解案作成の過程では、仲介委員（原紛センター）が迅速に適正な賠償額を確定できるように、申立人及び被申立人の双方が和解案作成のために必要な主張とその根拠を明らかにして、原紛センターによる和解案の作成に協力することが必要である。そのような過程を経て、仲介委員（原紛センター）が作成し、双方当事者に提示された和解案は、申立人又は被申立人自らの主張が十分考慮されたものであり、かつ、当該事件において損害賠償の請求を受ける原子力事業者の賠償義務の内容を明らかにしたものとなることは疑いない。

それゆえに、申立人又は被申立人が、仲介委員（原紛センター）から提示を受けた和解案の受諾を拒否するためには、自らが当該和解仲介手続において述べた主張が吟味されていないこと、または、自らの主張が否定されたことについて適切な理由が付されていないことの合理的かつ具体的な理由を示すことが

必要となる。

なぜならば、仲介委員（原紛センター）が作成する和解案は、仲介委員が双方当事者の主張を十分に聴き、その主張に対して適切な理由をもって答えたものであるときに「合理的」なものということができるため、「合理的」な和解案を作成するためには、双方当事者が自らの主張を明確に示して誠実に交渉することが不可欠であるからである。

そうすると、例外的に仲介委員（原紛センター）から提示された和解案の受諾を拒否するためには、自らの主張が吟味されていない、または、自らの主張が否定されたことについて適切な理由が付されていない等の合理的かつ具体的な理由が認められる場合に限られるべきである。

以上のとおり、「誠実対応義務」とは、和解仲介制度の趣旨・目的に従い、当該損害賠償債務の内容を具体化・現実化するために、誠実に和解交渉を行うことを意味し、より具体的には、①申立人及び被申立人は、誠実に和解交渉を行うこと、②被申立人は、原紛センターから提示された和解案を拒否することは許されないこと、③被申立人が原紛センターから提示された和解案を拒否するためには、合理的理由を具体的に示すことが必要であることを意味する。

和解仲介制度の趣旨・目的が被害者の迅速な救済にあることに照らすと、遅滞なく自らの主張とその根拠、並びに相手方の主張に対する異議とその根拠を明確にして、仲介委員の和解案作成に協力することが必要であるから、①仲介委員が求めたにもかかわらず、遅滞なく判断材料を提出しないときは、誠実な交渉態度ということはできない、②仲介委員が両当事者の主張を十分に聴き、その主張に適切な理由をもって答えた和解案に対し、和解案作成過程で提示しなかった理由をもって拒絶すること、あるいは合理的・具体的な理由なくして拒絶することも、誠実な態度ということはできない、③上記①・②との関係で、東京電力が原紛センターから提示された和解案を拒否するためには、合理的理由を具体的に示すことが必要であるといえる。

## 第4 和解案受諾義務と諾否の自由の関係

### 1 和解案受諾義務

#### （1）誠実対応義務の一内容としての和解案受諾義務

「和解案受諾義務」は、信義誠実の原則を根拠とするものであり、被申立人たる被告東電は原紛センターから提示された和解案を拒否することが許されないことを意味する。これは、当事者間の緊密な関係や社会的要請、一方当事者たる被告東電による先行行為、相手方当事者たる浪江町民ら原告の期待や信頼をもとに、一方当事者たる被告東電が負う信義則上の義務であり、誠実対応義務の一内容である。

そして、かかる信義則上の義務に違反したときは、相手方当事者に対し不法行為に基づき損害賠償責任を負う。そして、被告東電が信義則上、被害者と誠実に交渉する義務を負い、合理的理由なくして原紛センターから提示を受けた和解仲介案の受諾を拒絶することができないこととの表裏の関係として、下記のとおり、被告東電には業務規程第28条第4項の「諾否の自由」の適用が制限されるのである。

#### （2）和解案受諾義務が認められる根拠

本件で問題となっている被告東電の行為につき、被告東電には原賠法上無過失の賠償責任が認められていること、被告東電の本件原発事故の加害者としての地位、責任及びその重大性、原発ADR制度によって簡易迅速な賠償が要請されていること、東電による賠償の公共性、東電の和解仲介案尊重の表明、原発ADRによって多数の和解が成立していること、浪江町民の原発ADRによる早期解決への期待があったことなどの事情があるため、被告東電には、信義則上、原紛センターから提示された和解案の受諾を拒否できず、原告らによる和解契約成立への期待ないし信頼を侵害しないという義務が認められることになり、このような義務が導かれる根拠は、上述のとおり、民

法が信義誠実の原則を規定しているからである。

## 2 諾否の自由との関係

### (1) 業務規程28条4項は「諾否の自由」を規定していること

業務規程第28条第4項は、「当事者」の諾否の自由を定めている。仲介委員が、両当事者から出された主張を十分に聴き、理由を付して提示した和解案は、一応合理的なものであるということができるが、和解案が合理的なものであるということ自体は、当事者の諾否の自由を否定するものではない。

しかし、原発ADR制度の目的に照らしたとき、「当事者」たる被害者と原子力事業者とにおいて、和解案の拒絶については違いがあるということである。

### (2) 「諾否の自由」は浪江町民と被告東電とではその意味が異なること

被害者については、和解案の拒絶について、制限はない。なぜならば、被害者には、元来、完全な賠償を求める権利があるところ、それを断念して、又は、大きな譲歩をして、簡易・迅速な救済を得るために和解手続による解決の方針を探ったのだから、原紛センターから提示された和解案に満足できない場合には、当該和解案の受諾を拒否し、後日訴訟手続を利用することは妨げられるものではない。

これに対して、原子力事業者については、制限がある。すなわち、被害者の簡易・迅速・適正な救済を目的とする原発ADR制度の趣旨・目的に従つて和解手続を行うことが、信義則に従つた賠償義務の履行のために原子力事業者に要求される。そのため、原子力事業者が和解案を拒絶することには、その要求に基づく制約がある。

### (3) 和解案受諾義務を認めることは「諾否の自由」と矛盾しないこと

両当事者が誠実に対応した結果として仲介委員（原紛センター）から提示された和解案は、それが両当事者の主張を十分に聴き、理由を付して提示されたものである限り、その内容が原発ADR制度の目的に照らして合理的なものであるということができる。

たしかに、和解案が提示されたものの、原発事業者の側において誠実に対応し、和解案作成の過程で根拠を示して主張・反論したにもかかわらず、その主張・反論が考慮されていないことが明らかである場合、あるいは十分な理由が付されていない場合もありえるが、この場合には、そのことを具体的に指摘して、和解案を拒絶することは可能であるとも思える。

もっとも、その主張・反論が和解案受諾の可否を左右するほどに重要なものであるならば、そのことは和解案作成の過程で明確に示すべきであり、和解案作成過程で曖昧な言い方をしたうえで和解案提示の後にこれを拒絶の理由とすることは、合理的な態度ということはできない。

また、その主張・反論が和解案作成の過程で明確に示されたにもかかわらず、それを踏まえて提示された和解案において、原発事業者側の主張・反論が認められなかったとしても、そのことのみによって和解案が合理的な内容ではないとはいえない。

そうすると、両当事者が誠実に対応した結果として仲介委員（原紛センター）から提示された和解案であれば、それが両当事者の主張を十分に聴き、理由を付して提示されたものであるといえるのであり、その内容が原発ADR制度の目的に照らして合理的なものであるということができるのだから、当該和解案について「諾否の自由」を制限したとしても、それは被害者の簡易・迅速・適正な救済を目的とする原発ADR制度の趣旨・目的に従った和解手続、及び、信義則に従った賠償義務の履行を原子力事業者に要求しているにすぎず、信義則上、被告東電に和解案受諾義務が認められることとの表

裏の関係として、信義則上被告東電には「諾否の自由」の適用が制限されることが認められるのである。

### 3 小括

以上のとおり、被告東電が原紛センターから提示された和解案について、合理的かつ具体的な理由を示すことなく拒絶することは、信義則上の誠実対応義務の一内容としての和解案受諾義務に違反し、損害賠償責任を負う。

### 第5 結語

よって、被告東電は、原告らが本件和解案による和解成立を期待ないし信頼したことにより被った損害について、信義則上の誠実対応義務の一内容としての和解案受諾義務に違反し、その損害を賠償する義務がある。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
福島第一原発	福島第一原子力発電所	訴状	6	
本件原発事故	平成23（2011）年3月11日に発生した福島第一原発の原子力事故	訴状	6	
浪江町	福島県双葉郡浪江町	訴状	6	
浪江町民	浪江町の町民	訴状	6	
被告東電	被告東京電力ホールディングス株式会社	訴状	6	
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	訴状	6	
本件地震	平成23（2011）年3月11日14時46分、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0の地震	訴状	8	
本件津波	本件地震に伴う津波	訴状	8	
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会	訴状	14	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	訴状	14	
浪江町集団ADR	浪江町が、平成25（2013）年6月4日、原紛センターに対し、被告東電を相手方として、申立人となった浪江町民約1万5000人の代理人として申し立てた集団ADR	訴状	15	
O.P.	小名浜港工事基準面	訴状	20	
長期計画	原子力委員会が制定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」	訴状	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	訴状	32	
最終処分法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	訴状	33	
地震本部	地震防災対策特別措置法に基づき設置された地震調査研究推進本部	訴状	37	
長期評価	地震本部の地震調査委員会が、平成14（2002）年7月31日に作成、公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	訴状	38	
東電設計	訴外東電設計株式会社	訴状	39	

省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。平成14年当時においては、平成15年経済産業省令第102号による改正前のもの）	訴状	41	
千葉判決	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号外事件において、千葉地方裁判所が平成29年（2017）9月22日に言い渡した判決	訴状	71	
親であった原告ら	本件原発事故当時に児童・生徒であった者の親である原告ら	訴状	78	
高齢の家族を有する原告ら	本件原発事故当時高齢の家族を有していた原告ら	訴状	79	
赤い本	日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償算定基準』	訴状	116	
I C R P	国際放射線防護委員会	訴状	137	
A D R 手続	原子力損害賠償に関する和解仲介手続	訴状	142	
本件和解案	浪江町集団A D Rにおいて、原紛センターが、平成26（2014）年3月20日に提示した和解案	訴状	142	
4省庁報告書	被告国の4省庁（当時の農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局）が、平成9（1997）年3月に策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	準備書面（2）	11	
7省庁手引き	被告国7省庁（当時の国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省、気象庁、消防庁）が、平成9（1997）年3月に策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	準備書面（2）	13	
仮定水位⑦	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+14mの水位（敷地高O.P.+13m+1mの水位）	準備書面（2）	22	
仮定水位⑧	第3回溢水勉強会において、福島第一原発5号機について仮定されたO.P.+10mの水位（上記仮定水位O.P.+14mと設計水位O.P.+5.6mの中間水位）	準備書面（2）	22	

専門調査会	中央防災会議の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	準備書面（3）	24	
WG	ワーキンググループ	準備書面（3）	25	
千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号事件、同第1476号事件、同第1477号事件	準備書面（3）	32	
生業訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号事件、同第94号事件、同第175号事件	準備書面（3）	32	
阿部簡易式	阿部勝征氏が考案した津波高を算出するための簡易予測手法	準備書面（3）	36	
今村氏	津波工学者である今村文彦氏	準備書面（4）	8	
今村意見書	今村氏作成が作成した平成28（2016）年12月19日付意見書	準備書面（4）	8	
今村調書	東京高等裁判所平成29年（ネ）第2620号事件の平成30（2018）年12月13日の期日で実施された今村氏の証人尋問調書	準備書面（4）	8	
朝倉ら評価方法	朝倉良介氏らが提案した、動水圧については静水圧の3倍を見込んで評価する考え方	準備書面（4）	11	
岡本氏	原子力工学者である岡本孝司氏	準備書面（4）	13	
首藤氏	津波工学者である首藤伸夫氏	準備書面（4）	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（4）	15	
東海第二原発	東海第二原子力発電所	準備書面（4）	15	
新耐震指針	平成18年（2006）9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	準備書面（4）	15	
耐震バックチェック	原子力安全・保安院が、各電力事業者に対し、新耐震指針に照らして実施を指示した耐震安全性評価	準備書面（4）	15	
小野氏	平成18（2006）年5月11日に開催された第3回溢水勉強会に出席し、当時、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課審査班長であった小野祐二氏	準備書面（4）	17	
渡辺意見書	株式会社東芝原子力事業部門で原子炉施設の基本設計を担当してきた元社員渡辺敦雄氏（工学博士）が作成した平成28（2016）年3月25日付意見書	準備書面（4）	25	

上津原氏	本件原発事故当時、被告東電の原子力設備管理部の部長代理の職にあり、事故後に被告東京電力の事故調査報告書の取りまとめにあたった上津原勉氏	準備書面（4）	31	
LSS	1945年の日本における原爆被爆の生存者を対象とする継続的な追跡調査、いわゆる寿命調査研究(Life Span Study)	準備書面（5）	38	
伊方原発最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174頁）	準備書面（8）	3	
ワーキンググループ	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」	準備書面（9）	4	
WG報告書	内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に置かれた「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が取りまとめたワーキンググループ報告書	準備書面（9）	4	
放影研	日米共同研究機関である公益財団法人放射線影響研究所	準備書面（9）	5	
I P P N W	核戦争防止国際医師会議。 核戦争を医療関係者の立場から防止する活動を行うための国際組織であり、昭和55（1980）年に設立された団体。	準備書面（10）	14	
和解仲介業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（総括委員会平成23年8月26日決定、最終改正：平成24年3月28日一部改正）	準備書面（11）	4	
機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法	準備書面（11）	10	
支援機構	原子力損害賠償支援機構	準備書面（11）	10	
津波評価技術	社団法人土木学会が平成14（2002）年に策定した「原子力発電所の津波評価技術」	準備書面（12）	6	
民間規格の活用に向けて	原子力安全・保安部会及び原子炉安全小委員会が平成14（2002）年7月22日に策定した「原子力発電施設の技術基準の性能規定化と民間規格の活用に向けて」	準備書面（12）	14	

安全設計指針	原子力安全委員会が平成2（1990）年に定めた「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」	準備書面（12）	19	
佐竹氏	地震学者の佐竹健治氏	準備書面（12）	22	
川原陳述書	原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班長であった川原修司氏作成の陳述書	準備書面（12）	34	
中間指針等	中間指針及び総括基準	準備書面（13）	4	
中間指針	原賠審が作成した平成23（2011）年8月5日付中間指針	準備書面（13）	5	
中間指針第二次追補	原賠審が作成した平成24（2012）年3月16日付中間指針第二次追補	準備書面（13）	5	
中間指針第四次追補	原賠審が作成した平成25（2013）年1月26日付中間指針第四次追補	準備書面（13）	5	
総括基準	原紛センターが作成した平成24（2012）年2月14日付総括基準	準備書面（13）	5	
除本意見書	除本理史教授が令和2（2020）年7月に作成した「意見書」（甲D205）	準備書面（13）	5	
アンケート調査	浪江町被害実態報告書（甲D102）に用いられた、平成25（2013）年に浪江町が実施した質問紙調査「精神的損害実態調査アンケート」	準備書面（13）	9	
本研究	川副早央里助教（東洋大学）、西野淑美准教授（東洋大学）及び高木竜輔准教授（尚絅学院大学）の3名が、「ふるさと喪失」による精神的損害の内実を捉え、避難生活による精神的苦痛との違いを明らかにすることを目的として、「アンケート調査」の回答を集計したデータを二次分析した合同研究	準備書面（13）	9	

川副ら論文	本研究の成果物である「『ふるさと喪失』による精神的苦痛の当事者における認識構造—福島県浪江町民『精神的損害実態調査アンケート』の二次分析より—」と題する論文（甲D206）	準備書面（13）	9	
日常生活阻害慰謝料	正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
見通し不安に関する慰謝料	今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛	準備書面（13）	15	
浜通り避難者訴訟の控訴審判決	仙台高裁平成30年（ネ）第164号令和2年3月12日判決	準備書面（13）	25	
小高訴訟の控訴審判決	東京高裁平成30年（ネ）第2335号令和2年3月17日判決	準備書面（13）	26	
東京地裁平成31年判決	被告東電第4準備書面22頁において引用する東京地裁平成31年3月27日判決	準備書面（15）	15	
UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会	準備書面（16）	4	
UNSCEAR2013年報告書	UNSCEARが作成した2013年国連総会報告書科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」	準備書面（16）	4	
政府ニュースレター	政府原子力災害現地対策本部が被災地向けに発行したとされるニュースレター	準備書面（16）	9	
群馬訴訟の地裁判決	前橋地方裁判所平成25年（ワ）第478号、同平成26年（ワ）第111号、466号事件において、同裁判所が平成29（2017）年3月17日に言い渡した判決	準備書面（19）	15	
小高訴訟の地裁判決	東京地方裁判所平成26年（ワ）第3363号事件において、同裁判所が平成30（2018）年2月7日に言い渡した判決	準備書面（19）	15	
首都圏訴訟の地裁判決	東京地方裁判所平成25年（ワ）第6103号、19729号事件において、同裁判所が平成30（2018）年3月16日に言い渡した判決	準備書面（19）	16	

群馬訴訟の控訴審 判決	東京高等裁判所平成29年(ネ)第2620号事件において、同裁判所が令和3(2021)年1月21日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	
山木屋訴訟の地裁 判決	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号、平成29年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第274号事件において、同支部が令和3(2021)年2月9日に言い渡した判決	準備書面(19)	16	
谷岡・佐竹論文 (1996)	谷岡・佐竹「津波地震はどこで起こるか」(1996)(甲B25)	準備書面(20)	9	
海溝型分科会	地震調査研究推進本部(地震本部)・地震調査委員会・長期評価部会・海溝型分科会	準備書面(20)	18	
「長期評価」の見解	「長期評価」は、過去に大きな既往地震の報告がない福島県沖海溝沿い領域を含む、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」という南北800km程度の巨大な領域を設定し、この領域で、M8クラスのプレート間大地震(津波地震)が、17世紀以降、①慶長三陸地震、②延宝房総沖地震、③明治三陸地震、と約400年で3回発生していることから、この領域全体で約133年に1回の割合でこのような大地震(津波地震)が発生すると推定し、ポアソン過程という確率推定方法により、今後30年以内のこの領域全体での発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度、この領域の中の特定の海域での発生確率については、地震を引き起こすと考えられた断層長(200km程度)と領域全体の長さ(800km程度)の比を考慮して、530年に1回の割合で発生すると推定し、今後30年以内の発生確率は6%程度、今後50年以内の発生確率は9%程度と推定した。	準備書面(20)	19	

長期評価信頼度	平成15（2003）年3月24日、地震本部地震調査委員会が作成・公表した「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する「長期評価」の信頼度について」	準備書面（20）	20	
平成20年試算	平成20（2008）年4月18日に、被告東電の子会社である東電設計が作成・公表した「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託 第2回 打合せ資料 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 R e v . 1」（甲B9）において行われた、「長期評価」に基づく試算。	準備書面（20）	24	
武藤副本部長	武藤原子力・立地本部副本部長	準備書面（20）	25	
被告東電方針	平成20（2008）年7月31日、被告東電内部で、武藤本部長らに対する津波評価に関する2回目の説明において決定された被告東電の方針（①「長期評価」の取扱いについては、評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料されるので、「長期評価」の知見については、電力共通研究として土木学会に検討してもらい、しっかりとした結論を出してもらう、②その結果、対策が必要となれば、きちんとその対策工事等を行う、③耐震バックチェックは、当面、「津波評価技術」に基づいて実施する、④土木学会の委員を務める有識者に上記方針について理解を得る）	準備書面（20）	25	
日本原電	日本原子力発電株式会社	準備書面（20）	25	
合同WG	資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会の地震・津波ワーキンググループと地質・地盤ワーキンググループとの合同ワーキンググループ	準備書面（20）	38	

平成21（2009）年報告	被告東電は、平成21（2009）年8月28日及び9月7日頃、原子力安全・保安院に対し、耐震バックチェックには津波評価技術による津波評価で対応すること、最終報告には間に合わないが、電力共通研究、土木学会により合理的に設定された波源を検討し、これに対して必要な対策を実施していくことなど、前記被告東電方針（第2の2（6））に沿った報告をした上で、佐竹論文も踏まえた試算結果が福島第一原発でO. P. + 8.6～8.9 mであったことを報告した。	準備書面（20）	39	
鶴論文	鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：プレート間カップリングの意味」（平成14（2002）年）	準備書面（20）	39	
松澤・内田論文	松澤暢・内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」（平成15（2003）年）	準備書面（20）	40	
石橋論文	石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」（乙B58、平成15（2003）年）	準備書面（20）	40	
都司論文	都司嘉宣「慶長16年（1611年）三陸津波の特異性」（乙B59、平成15（2003）年）	準備書面（20）	40	
今村・佐竹・都司論文（平成19（2007）年）	今村文彦・佐竹健治・都司嘉宣ら「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」（平成19（2007）年）	準備書面（20）	40	
島崎論文	島崎邦彦「超巨大地震、貞觀の地震と長期評価」（甲B79、平成23（2011）年5月）	準備書面（20）	41	
松澤論文	松澤暢「なぜ東北日本沈み込み帯でM9の地震が発生したのか？－われわれはどこで間違えたのか？」（丙B4、平成23（2011）年11月）	準備書面（20）	41	

佐竹論文	平成 20 (2008) 年 8 月 佐竹健治ほか 「石巻・仙台平野における 869 年貞観津波の数値シミュレーション」	準備書面 (20)	49	
平成 3 (1991) 年 溢水事故	平成 3 (1991) 年 10 月 30 日、福島第一原発 1 号機を定格出力で運転中、タービン建屋地下 1 階 (南側) 電動駆動原子炉給水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系海水配管の母管から分岐し原子炉海水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に約 22 mm × 40 mm の貫通穴があき、同ポンプ周囲の床面から海水が湧水したため、原子炉が手動停止されるという事故 (発電停止時間 1635 時間 20 分 (約 69 日間))	準備書面 (20)	56	
被告東電総括書	「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」(甲 B 20)	準備書面 (20)	58	
原子炉施設等	原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備	準備書面 (21)	4	
想定津波	「長期評価」から推計される津波	準備書面 (22)	6	
2008 年推計	被告東電が「長期評価」に基づき平成 20 (2008) 年に福島県沖の日本海溝寄りに 1896 年明治三陸地震の波源モデルを想定して行った津波推計	準備書面 (22)	9	